

防官文第1021号
30.1.31
改正 防官文第6152号
31.3.29
改正 防官文第8339号
31.4.26
改正 防官文第10342号
令和4年5月30日

各 局 長
施設等機関の長
各 幕 僚 長 殿
情 報 本 部 長
防 衛 監 察 監
各 地 方 防 衛 局 長

大臣官房長
(公印省略)

防衛省本省における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令の実施について（通知）

標記について、防衛省本省における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第49号）の規定に基づき、下記のとおり定められたので、通知する。

なお、防衛省本省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令の実施について（官文第3087号。18.3.29）は、廃止する。

記

第1 ヘルプライン窓口における業務（第6条第6項）

総括窓口は、ヘルプライン窓口に対して以下の業務を求めるものとする。

- (1) 内部職員等からの通報の受付
- (2) 通報内容が公益通報に該当するか否かの判断

- (3) 総括窓口に対する公益通報書の送付及び通報内容の概要の説明
- (4) 公益通報者に対する保護に関する説明、是正措置等の通知
- (5) 防衛省本省が行う公益通報の調査に関する助言及び協力
- (6) 公益通報の受付対象外の者からの通報の対応
- (7) 総括窓口に対する毎月の通報受付実績の報告
- (8) 通報者の個人情報の管理
- (9) その他必要事項

第2 削除

第3 公益通報の受付等における措置（第7条、第8条、第20条、第21条関係）

- 1 内部窓口及び外部窓口は、公益通報の受付に際し、公益通報者の保護の観点から、次に掲げるような措置をとることにより、公益通報に係る情報が公益通報の受付事務に従事する者以外の者に知られることがないように留意するものとする。
 - (1) 公益通報者から直接公益通報を受け付ける場合、事前に公益通報者に対し受付の日時及び場所を指定することとし、場所の指定に際しては、人目に付かない場所を指定するよう努める。
 - (2) 電子メールにより公益通報を受け付ける場合、電子メールを受け付ける電子計算機にパスワード、ICカード、生体情報等により公益通報の受付事務に従事する者を識別する機能を設定する。
- 2 公益通報が、電子メール等、公益通報者が通報の到着を確認できない方法によってなされた場合には、速やかに、公益通報を受領した旨を公益通報者に対して通知するよう努めるものとする。ただし、公益通報者が説明を望まない場合、連絡先が不明な場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

第3の2 公益通報の受理までの期間（第8条第2項、第8条第4項、第21条第2項、第21条第4項関係）

- 1 公益通報を受け付けたときは、受け付けた日（訓令第10条各項に定める移送に要した日数は除く。）から20日以内に受理又は不受理を決定し、公益通報者へ通知するものとする。
- 2 前項の期間内に受理又は不受理の通知ができないと見込まれる場合は、手続の進捗状況その他必要事項について、公益通報者へ連絡するものとする。

第4 公益通報の受理から完了までの期間（第8条第5項、第21条第5項関係）

- 1 公益通報の受理から調査の完了までの期間は、概ね1年以内とし、公益通報者に対し通知するよう努めるものとする。その場合は、別紙様式第2を標準とする書式を用いるものとする。

2 前項で設定した期間を超えて調査を実施する場合は、改めて適切な期間を設定し、理由を添えて公益通報者に対し通知するものとする。その場合は、別紙様式第3を標準とする書式を用いるものとする。

第5 公益通報者への通知（第8条第4項、第11条第2項、第15条、第17条、第18条第2項、第21条第4項、第24条、第27条、第29条関係）

1 内部窓口及び外部窓口は、訓令に規定する公益通報者への通知を行うときは、次の各号に掲げる通知の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式を標準とする書式を用いるものとする。

(1) 訓令第8条第4項及び第21条第4項に基づく通知 別紙様式第1

(2) 訓令第11条第2項（第24条において準用する場合を含む。）に基づく通知 別紙様式第2

(3) 訓令第15条（第27条において準用する場合を含む。）に基づく通知 別紙様式第3

(4) 訓令第17条（第29条において準用する場合を含む。）及び第18条第2項に基づく通知 別紙様式第4

2 内部窓口は、前項により公益通報者に対し通知を行ったときは、書面の写しを総括窓口を送付するものとし、公益通報者の連絡先が不明等の理由により前項の通知を行わないときは、内部窓口が前項各号の通知をしようとする時期に、総括窓口に対して、当該通知に記載した事項を連絡するものとする。

第6 移送（第10条関係）

1 内部窓口は、受け付けた公益通報について、複数の機関等に係る通報対象事実が含まれる又は複数の通報対象事実が含まれる場合において、当該通報対象事実を機関等別又は通報対象事実別に容易に分けることができるときは、複数の公益通報に分割し、移送することとする。

2 前項により、複数の公益通報に分割した場合には、公益通報者に対し、その旨を伝えるものとする。

第7 調査等の管理（第11条第4項、第24条関係）

1 調査の内容の適正性を確保するため、調査担当者は、公益通報者等から面談、電話、電子メール等を通じて聴取を行い、通報事実の内容を把握し、当該内容を通報者等に提示して、内容に誤りがないか確認するように努めるものとする。

2 調査方法の適正性を確保するため、調査担当者は、調査の端緒が公益通報であることを他の職員に認識させないように、事案の性質に応じた適切な措置をとるものとする。

3 機関等公益通報責任者は、調査について適宜確認を行い、調査内容及び方法に不備が確認された場合、進捗状況に遅延があり不適切と確認された場合においては、調査担当者等に是正を求めるものとする。

第8 是正措置等の実効性評価（第18条関係）

訓令第18条の規定により機関等公益通報責任者が行う是正措置等が十分に機能しているか否かの評価（以下「評価」という。）は、是正措置等をとった後、半年以内に実施するものとし、その後においても、必要に応じて実施するものとする。なお、当該評価の結果、新たな是正措置等をとったときは、実施後半年以内に再度評価を実施するものとする。

第9 教示（第23条、第26条第1項関係）

- 1 外部窓口は、受け付けた公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする法的な権限を有する行政機関を適切に教示するものとする。
- 2 外部窓口は、訓令第23条に規定する公益通報者への教示を行うときは別紙様式第5を、訓令第26条第1項に規定する公益通報者への教示を行うときは別紙様式第6をそれぞれ標準とする書式を用いるものとする。

第10 フォローアップ（第31条、第33条関係）

- 1 訓令第31条の規定により機関等公益通報責任者が行うフォローアップの実施期間は、原則として、公益通報の対応終了後2年間とする。ただし、フォローアップ期間中に公益通報者に対して不利益な取扱いが行われた場合は、当該不利益な取扱いの是正のために必要な措置をとるとともに、そこから更に2年間引き続きフォローアップを実施するものとする。
- 2 機関等公益通報責任者は、必要と認めるときは、前項のフォローアップ期間を延長することができる。
- 3 訓令第31条第1項に規定する「不利益な取扱いの是正のために必要な措置」とは、不利益な取扱いを是正し得る者に通知し是正を求める、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第49条に規定する審査請求及び苦情の処理に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第76号）の定める苦情申立てができることを伝えることをいう。
- 4 訓令第31条第3項に規定する「通報者保護に係る必要な措置」とは、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル、各都道府県労働局を紹介する等の対応をとることをいう。
- 5 訓令第33条の規定により機関等公益通報責任者が防衛省公益通報管理者に通知する事項は、次の事項とする。
 - (1) 公益通報者の氏名及び所属
 - (2) 公益通報をしたことを理由とした不利益な取扱いの事実の有無の確認（以下「確認」という。）を行った日付
 - (3) 確認の結果
 - (4) 確認の結果、不利益な取扱いが行われていることが判明した場合において、当該不利益な取扱いを是正するための措置をとったときはその内容
- 6 前項の通知は、1月から6月までの期間に対応が終了した公益通報について

は同年10月までに、7月から12月までの期間に対応が終了した公益通報については翌年4月までに行うものとし、その後においても、適宜行うものとする。

第11 公益通報に係る情報の防衛監察本部への提供（第34条第1項関係）

- 1 防衛監察の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第57号）第12条の規定に基づく防衛監察本部への公益通報に係る情報（公益通報者に係る情報を除く。）の提供は、訓令第34条第1項に規定する「正当な理由」に該当するものとして行うものとする。
- 2 前項の情報提供は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 内部窓口及び外部窓口が訓令第8条第2項及び第21条第2項の規定に基づき公益通報を受理した場合に、公益通報に係る情報（公益通報者に係る情報を除く。）を遅滞なく防衛監察監に通知すること。
 - (2) 機関等公益通報責任者が訓令第14条（第27条において準用する場合を含む。）に基づき調査結果を防衛省公益通報管理者に通知した場合に、当該調査結果を遅滞なく防衛監察監にも通知すること。

第12 公益通報に係る情報の倫理監督官への提供（第34条第1項関係）

内部窓口は、自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号）若しくは自衛隊員倫理規程（平成12年政令第173号）又は国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）若しくは国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）に違反する行為に係る公益通報を受理した場合には、これらの法令の趣旨を踏まえ、訓令第34条第1項に規定する「正当な理由」に該当するものとして、当該公益通報の内容を倫理管理官及び総括倫理管理官を経由して倫理監督官に通知するものとする。

第13 公益通報に係る情報の取扱い（第34条第2項関係）

- 1 訓令第34条第2項において、「公益通報の対応のために必要とする者」とは、訓令第10条に規定する移送に係る移送先機関等の機関等公益通報責任者及び機関等窓口における事務担当者を、「公益通報者の保護のために必要とする者」とは、訓令第31条第1項に規定するフォローアップを行う担当者をいう。
- 2 前項前段において、公益通報に係る情報を提供しようとする機関等公益通報責任者は、移送先機関等が確定するまでは、公益通報者に係る情報を提供してはならない。

第13の2 指定従事者の定め（第34条の2第2項関係）

機関等公益通報責任者が書面により指定従事者を指定する場合には、別紙様式第7の様式を標準とする書式を用いるものとする。

第14 関連文書の管理（第36条関係）

- 1 内部窓口及び外部窓口は、通報者に対し通知を行ったときは、書面の写しを適切な方法により保管するものとする。
- 2 内部窓口及び外部窓口は、公益通報の対応状況について、別紙様式第8による書式を標準とする公益通報対応管理簿を備え管理するものとする。
- 3 前2項に掲げる行政文書その他公益通報の対応で作成又は取得した行政文書の保存期間については、当該公益通報の対応が終了した日の属する年度の翌年度の4月1日から10年とする。なお、防衛省本省における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令の実施についての一部改正について（防官文第6152号。31.2.29）による改正前に作成又は取得した行政文書については、保存期間が10年となるよう保存期間延長等の措置をとるものとする。

第15 必要事項の公表（第37条関係）

- 1 訓令第37条の規定により防衛省公益通報管理者が公表する事項は、次の事項とする。
 - (1) 防衛省本省が受理した公益通報の件数及び概要
 - (2) 防衛省本省が調査を実施した公益通報の件数及び概要
 - (3) 防衛省本省が公益通報に基づき是正措置等を行った公益通報の件数及び概要
- 2 前項の公表は、平成19年4月を初回の公表とし、以後毎年4月に行うものとする。

第16 相手方事業者への周知

防衛省本省の職員は、契約の相手方又は補助金等の交付先（以下「相手方事業者」という。）における法令遵守及び不正防止を図るため、相手方事業者に対し、公益通報制度を周知するよう努めるものとする。

写送付先：防衛装備庁長官

発 簡 番 号
発 簡 年 月 日

公益通報受理（公益通報不受理）通知書

（公益通報者） 様

内部窓口（外部窓口）

令和 年 月 日付けで公益通報のありました件について、下記のとおり通知します。

記

- 1 受理の有無：受理する（受理しない）
- 2 受理日（不受理日及び不受理の理由）：令和 年 月 日（〇〇の理由により受理しない）
- 3 今後の流れ： 調査員を指定し、公益通報事実の調査を行う予定です。調査の開始後に改めて通知します。
- 4 そ の 他： 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的でなく公益通報をした公益通報者に対し、公益通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いはされません。
公益通報に係る情報は適切に保護されます。
公益通報者からの情報流出によって公益通報者が特定されることを防ぐため、情報管理に十分留意して下さい。

発 簡 番 号
発 簡 年 月 日

調査実施（調査不実施）通知書

（公益通報者） 様

内部窓口（外部窓口）

公益通報受理通知書（令和 年 月 日付け文書番号）で通知しました件について、（令和 年 月 日から調査を行う・〇〇の理由により調査を行わない）こととしましたので通知します。

調査は、令和〇年〇月頃まで実施する予定ですが、調査の状況により、調査完了時期が変更する可能性があります。

調査完了後、所要の手続を経て調査結果を通知します。

公益通報者に対する公益通報したことを理由とした不利益な取扱いは禁止されています。公益通報したことを理由とした不利益な取扱いが行われた場合には、内部窓口（外部窓口）までご相談ください。

発 簡 番 号
発 簡 年 月 日

調査結果（調査進捗状況）通知書

（公益通報者） 様

内部窓口（外部窓口）

調査実施通知書（令和 年 月 日付け文書番号）で通知しました件について、
（令和 年 月 日に調査が終了しましたので調査結果・令和 年 月 日現在の
調査進捗状況・令和 年 月 日現在の調査完了時期）を下記のとおり通知します
。

記

- 1 調査結果（調査進捗状況・変更後の調査完了時期及び変更した理由）の内容
- 2 公益通報者へのフォローアップ
公益通報者に対する公益通報したことを理由とした不利益な取扱いは禁止されています。公益通報したことを理由とした不利益な取扱いが行われた場合には、内部窓口（外部窓口）までご相談ください。

発 簡 番 号
発 簡 年 月 日

是正措置等通知書

(公益通報者) 様

内部窓口 (外部窓口)

調査結果通知書 (令和 年 月 日付け文書番号) で通知しました件について、
令和 年 月 日に下記のとおり (是正措置等・新たな是正措置等) をとりました
ので通知します。

記

是正措置等 (新たな是正措置等) の内容

別紙様式第5

発 簡 番 号
発 簡 年 月 日

教示通知書

(公益通報者) 様

外部窓口

令和 年 月 日付けで公益通報のありました件について、〇〇省庁が処分又は
勧告等をする法的な権限を有していますので通知します。

発 簡 番 号
発 簡 年 月 日

教示通知書

(公益通報者) 様

外部窓口

公益通報受理通知書(令和 年 月 日付け文書番号)で通知しました件について、〇〇省庁が処分又は勧告等をする法的な権限を有することが明らかになりましたので通知します。

発 簡 番 号
発 簡 年 月 日

〇〇〇〇 殿

機関等公益通報責任者
(官職・氏名)

指定従事者の指定について

貴殿を防衛省本省における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第49号）第34条の2第1項に規定する指定従事者に指定しました。指定従事者の指定期間は、別に示す場合を除き、人事発令等により命ぜられた職務に従事する期間に限ります。

従事者は、公益通報者保護法第12条に定める守秘義務を負い、公益通報者を特定させる情報を漏洩させた場合には、同第21条により刑事罰が科されるおそれがあります。

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）

（公益通報対応業務従事者の義務）

第12条 公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。

第21条 第12条の規定に違反して同条に規定する事項を漏らした者は、30万円以下の罰金に処する。

